

平成 2 8 年 2 月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

平成 28 年 2 月 26 日 (金曜日)

平成28年2月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成28年2月26日(金曜日) 午前9時～午前10時

2 開催場所 南大隅町佐多支所大会議室

3 (1) 出席委員(17人)

会 長	3 番	橋 口 初 男
委 員	1 番	徳 留 徳 次
〃	2 番	有 川 四 男
〃	5 番	田 淵 哲 朗
〃	6 番	横 原 洋 伸
〃	7 番	半 田 太 志
〃	8 番	瀬 崎 寅 蔵
〃	9 番	松 山 和 子
〃	10 番	愛 甲 博
〃	12 番	溝 田 耕 一
〃	13 番	野 村 博 己
〃	14 番	武 田 栄 一 郎
〃	15 番	持 留 志 保 子
〃	16 番	松 山 正 広
〃	17 番	富 田 良 成
〃	18 番	竹 之 内 勝 男
〃	19 番	溝 端 正 次

4 農業委員会事務局職員

事務局長 尾辻 正美
 事務局次長 下園 ひとみ
 支所産業グループ長 川田原 孝二
 事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 60 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 61 号 非農地証明願いに係る証明について

議案第 62 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成28年2月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は17名です。11番、田中委員が欠席の届けがありました。
よって、18名中17名の出席ですので、総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、5番の田淵委員と6番の横原委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の下園氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
許可申請は2件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、全て所有権の移転に関する件であります。それでは、議
案書をもとに説明します。

(議案第60号 受付番号1番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当
しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願ひします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

15番： 15番、持留です。

議長： 15番、持留委員。

15番： 申請地はお手元の地図にありますように〇〇〇の西側の方に位置しております。譲受
人は現在、梅とオリーブを作付しております。水田の〇〇〇番は、甥の方が米を作っ
てらっしゃるようです。草払いがしてありまして、荒廃はしていない状況であります。1
9日に〇〇さんと調査をいたしました。調査の意見といたしましては、譲受人と譲渡人
とは友人関係にありまして、申請地が譲受人の自宅の近くにあった関係で今回の3条申
請の運びとなりました。譲受人は田代、肝付、鹿屋市に果樹を栽培しておりまして、農
地の利用調整に協力する意向もあり、農地の総合的な利用には支障はないと考えられま
す。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長： ありがとうございます。これより、質疑にはいります。ご意見等ありませんか。

17番： 17番、富田です。

議長： 17番、富田委員。

17番： この申請地は数年前に3条申請がでて、私が担当委員で調査した土地だと思うのですが、何年前か解りますか。

事務局： 添付の登記簿謄本をみますと、平成19年6月に〇〇さんに所有権移転しております。

議長： 他にございませんか。よろしいですか。それでは採決いたします。議案第60号受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第60号受付番号1番は許可することに決定いたします。

議長： 次に、議案第60号受付番号2番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： (議案第60号 受付番号2番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくをお願いします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

5番： 5番、田淵です。

議長： 5番、田淵委員。

5番： 2月16日の午後に譲受人の〇〇さんと現地調査を行いました。場所は〇〇〇公民館と申請地の中間地点に〇〇さんの自宅があります。そこから7、8mの距離にあります。現在、水田は綺麗に管理されておりまして、譲渡人と譲受人は従兄弟にあたるようで、譲渡人が熊本に住んでいる関係で帰る意思がないということで譲渡の運びとなったようです。譲受人の〇〇さんは他にも水田を耕作されておりますので、特に問題はないと思われま

議長： ありがとうございます。これより、質疑にはいりません。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第60号受付番号2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第60号受付番号2番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第61号 非農地証明願いに係る証明についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは8ページの議案第61号の議案書をご覧ください。
今月の非農地証明願いに係る証明の申請は1件です。議案書をもとに説明いたします。

(議案第61号 受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。

17番： 17番、富田です。

議 長： 17番、富田委員。

17番： 19日に田淵委員、溝端委員、会長、事務局と現地調査を行いました。現地は〇〇〇公民館から山手の方に600m程入った所でした。杉が植えてあって30年以上経っている土地で、周りも全部杉が植えてあったりクヌキ林だったりでした。これを農地に復元するのは不可能であるという皆さんの意見でした。なぜ、こうなったかという申請人のお父さんが売っておられて、本人もはっきり覚えていないということですが、買主の方が名義変更をしたいということで今回の申請になったそうです。農地復元は不可能と思われまます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長： ただ今、事務局及び担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第61号受付番号1番は、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第61号受付番号1番は非農地として証明することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第62号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 11ページの議案第62号の議案書をご覧ください。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第62号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしく申し上げます。

議 長： これより質疑に入りますが、○番、○○委員が議題の提出がございます。よって、南大隅町農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限により席を外していただきます。

(○○委員 退席)

議 長： それでは質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第62号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第62号は計画のとおり決定いたします。

(○○委員 入席)

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

次に、その他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①あっせん申出について

②行事予定について

議 長： よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成28年2月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員